

○ 約款の変更

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

※赤字が変更箇所

対象の約款 ・電気需給約款	
変更前	変更後（2023年4月1日実施）
<p>附則</p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、2023年1月1日から実施いたします。</p> <p>本約款の実施日を含む1月分の料金算定においては、15（料金の算定期間）および、17（料金の算定）(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、2022年12月の検針日から、2023年1月1日以降に到来する1月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、2022年12月31日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。</p>	<p>附則</p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、2023年4月1日から実施いたします。</p> <p>本約款の実施日を含む4月分の料金算定においては、15（料金の算定期間）および、17（料金の算定）(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、2023年3月の検針日から、2023年4月1日以降に到来する4月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、2023年3月31日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。</p>
<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>イ平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α=0.1970</p> <p>β=0.4435</p> <p>γ=0.2512</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式</p>	<p>別表</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>イ平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α=0.0047</p> <p>β=0.3829</p> <p>γ=0.6581</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式</p>

<p>によって算定された値といたします。          なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合          燃料費調整単価 = (44,200 円 - 平均燃料価格) × (2) の基準単価 ÷ 1,000</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合          燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 44,200 円) × (2) の基準単価 ÷ 1,000</p>	<p>によって算定された値といたします。          なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <b>94,200</b> 円を下回る場合          燃料費調整単価 = (<b>94,200</b> 円 - 平均燃料価格) × (2) の基準単価 ÷ 1,000</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <b>94,200</b> 円を上回る場合          燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - <b>94,200</b> 円) × (2) の基準単価 ÷ 1,000</p>
--	--

○ 料金表の変更

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

※赤字が変更箇所

改定後の新料金単価については、料金単価表にてご確認をお願いいたします。料金単価表は、本「新旧対照表」の最終ページ以降に掲載

<p><b>【共通】対象の料金表</b>          全地域[東北・東京・中部・関西・中国・四国・九州]の全料金表共通          ※下記新旧対照表については「建て得でんきプレミアム」東北電力管内版を掲載</p>	
変更前	変更後(2023年4月1日実施)
「建て得でんきプレミアム」(東北)	
<p>附則(実施期日)          この料金表は、2023年1月1日から実施いたします。          本料金表の実施日を含む1月分の料金算定においては、需給約款15(料金の算定期間)および、17(料金の算定)(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、2022年12月の検針日から、2023年1月1日以降に到来する1月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、2022年12月31日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。</p>	<p>附則(実施期日)          この料金表は、2023年<b>4</b>月1日から実施いたします。          本料金表の実施日を含む<b>4</b>月分の料金算定においては、需給約款15(料金の算定期間)および、17(料金の算定)(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、<b>2023</b>年<b>3</b>月の検針日から、2023年<b>4</b>月1日以降に到来する<b>4</b>月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、<b>2023</b>年<b>3</b>月31日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。</p>
<p>対象の料金表(東北電力管内共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建て得でんきプレミアム</li> <li>・建て得でんきスタンダード</li> <li>・建て得でんきライト</li> <li>・建て得でんきEプレミアム</li> <li>・建て得でんきEスタンダード</li> </ul> <p>※下記新旧対照表については「建て得でんきプレミアム」東北電力管内版を掲載</p>	
変更前	変更後(2023年4月1日実施)
「建て得でんきプレミアム」(東北)	
<p>4.建て得でんきプレミアム(東北)[S][L]          (4)料金          料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進</p>	<p>4.建て得でんきプレミアム(東北)[S][L]          (4)料金          料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進</p>

<p>賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>	<p>賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1 (燃料費調整等) (1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合は、別表 1 (燃料費調整等) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1 (燃料費調整等) (1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整等) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 1 (燃料費調整等) (2)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 1 (燃料費調整等) (2)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 1 (燃料費調整等) (2)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整等) (2)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>
<p>1 燃料費調整 (1)燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math> A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 <math>\alpha = 0.1152</math> <math>\beta = 0.2714</math> <math>\gamma = 0.7386</math> なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価</p>	<p>1 燃料費調整等 (1)燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math> A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 <math>\alpha = 0.0247</math> <math>\beta = 0.2573</math> <math>\gamma = 0.8912</math> なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価</p>

<p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$ <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$	<p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (85,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (1) \text{ホの基準単価} \div 1,000$ <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 85,400 \text{ 円}) \times (1) \text{ホの基準単価} \div 1,000$
<p>1. 燃料費調整</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <p>1 キロワット時につき 22 銭 1 厘</p>	<p>1. 燃料費調整等</p> <p>ホ 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <p>1 キロワット時につき 22 銭 0 厘</p>
	<p>別表</p> <p>1 燃料費調整等</p> <p>(2) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>イ 離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$ <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> $\alpha = 1.0000$ <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p>

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \\ & \quad \times (2) \text{ホの離島基準単価} \div 1,000 \end{aligned}$$

1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \\ & \quad \times (2) \text{ホの離島基準単価} \div 1,000 \end{aligned}$$

1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \\ & \quad \times (2) \text{ホの離島基準単価} \div 1,000 \end{aligned}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用  
各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格 算定期間	離島ユニバーサル調整 単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその 年の6月1日から6月30日に 属する料金の算定期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその 年の7月1日から7月31日に 属する料金の算定期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその 年の8月1日から8月31日に 属する料金の算定期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその 年の9月1日から9月30日に 属する料金の算定期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその 年の10月1日から10月31日に 属する料金の算定期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその 年の11月1日から11月30日に 属する料金の算定期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその 年の12月1日から12月31日に 属する料金の算定期間
毎年8月1日から10月 31日までの期間	料金の算定期間の末日が 翌年の1月1日から1月31日に 属する料金の算定期間
毎年9月1日から11月 30日までの期間	料金の算定期間の末日が 翌年の2月1日から2月28日 (閏年は2月29日)に属する 料金の算定期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	料金の算定期間の末日が 翌年の3月1日から3月31日に 属する料金の算定期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日 までの期間	料金の算定期間の末日が 翌年の4月1日から4月30日に 属する料金の算定期間
毎年12月1日から 翌年の2月28日まで の期間(翌年が閏年 となる場合は、翌年 の2月29日までの 期間)	料金の算定期間の末日が 翌年の5月1日から5月31日に 属する料金の算定期間

## ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

### 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

### ホ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

### 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

	1キロワット時につき 1厘
対象の料金表（中国電力管内共通） <ul style="list-style-type: none"> <li>・建て得でんきプレミアム</li> <li>・建て得でんきスタンダード</li> <li>・建て得でんきライト</li> <li>・建て得でんきEプレミアム</li> <li>・建て得でんきEスタンダード</li> </ul> ※下記新旧対象表については「建て得でんきEプレミアム」中国電力管内版を掲載	
変更前	変更後(2023年4月1日実施)
「建て得でんきプレミアム」(中国)	
<b>7 料金</b> 料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	<b>7 料金</b> 料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整等）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表1（燃料費調整等）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整等）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表1（燃料費調整等）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表1（燃料費調整等）(2)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表1（燃料費調整等）(2)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整等）(2)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表1（燃料費調整等）(2)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
<b>1 燃料費調整</b> <b>(1) 燃料費調整額の算定</b> イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。	<b>1 燃料費調整等</b> <b>(1) 燃料費調整額の算定</b> イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

<p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α=0.1543</p> <p>β=0.1322</p> <p>γ=0.9761</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合</p> <p>燃料費調整単価=(26,000円-平均燃料価格)×(2)の基準単価÷1,000</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合</p> <p>燃料費調整単価=(平均燃料価格-26,000円)×(2)の基準単価÷1,000</p>	<p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α=0.0406</p> <p>β=0.0982</p> <p>γ=1.2015</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合</p> <p>燃料費調整単価=(80,300円-平均燃料価格)×(1)ホの基準単価÷1,000</p> <p>1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回る場合</p> <p>燃料費調整単価=(平均燃料価格-80,300円)×(1)ホの基準単価÷1,000</p>
<p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <p>1キロワット時につき 24 銭 5 厘</p>	<p>ホ 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <p>1キロワット時につき 21 銭 2 厘</p>
	<p>(2)離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>イ 離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格</p>

は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における

1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における

1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における

1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における

1キロリットル当たりの平均原油価格、

1トン当たりの平均液化天然ガス価格および

1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円

とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (79,300 \text{円} - \text{離島平均燃料価格})$$

$$\times (2) \text{ホ離島基準単価} \div 1,000$$

1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円})$$

$$\times (2) \text{ホ離島基準単価} \div 1,000$$

1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

= (119,000 円 - 79,300 円)

× (2)ホ離島基準単価 ÷ 1,000

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用  
各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサル調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の6月1日から6月30日に属する料金の算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の7月1日から7月31日に属する料金の算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の8月1日から8月31日に属する料金の算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の9月1日から9月30日に属する料金の算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の10月1日から10月31日に属する料金の算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の11月1日から11月30日に属する料金の算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の12月1日から12月31日に属する料金の算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の1月1日から1月31日に属する料金の算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の2月1日から2月28日(閏年は2月29日)に属する料金の算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の3月1日から3月31日に属する料金の算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の4月1日から4月30日に属する料金の算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	料金の算定期間の末日が翌年の5月1日から5月31日に属する料金の算定期間

	<p>ニ 離島ユニバーサルサービス調整額</p> <p>従量制供給の場合 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して 算定いたします。</p> <p>ホ 離島基準単価</p> <p>離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値といたします。 従量制供給の場合 離島基準単価は、次のとおりといたします。</p> <p>1キロワット時につき 1厘</p>
<p>対象の料金表（四国電力管内共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建て得でんきプレミアム</li> <li>・建て得でんきスタンダード</li> <li>・建て得でんきライト</li> <li>・建て得でんきEプレミアム</li> <li>・建て得でんきEスタンダード</li> </ul> <p>※下記新旧対象表については「建て得でんきプレミアム」四国電力管内版を掲載</p>	
<p>変更前</p>	<p>変更後(2023年4月1日実施)</p>
<p>「建て得でんきプレミアム」(四国)</p>	
<p>6 料金</p> <p>料金は、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合も、定額料金は全額申し受けます。</p>	<p>6 料金</p> <p>料金は、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合も、定額料金は全額申し受けます。</p>
<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>イ平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p>	<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>イ平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p>

<p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α=0.2104</p> <p>β=0.0541</p> <p>γ=1.0588</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{ の基準単価} \div 1,000$ <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} \div 1,000$	<p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α=0.0845</p> <p>β=0.0699</p> <p>γ=1.1962</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{ の基準単価} \div 1,000$ <p>1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} \div 1,000$
<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(2)基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <p>1キロワット時につき 19 銭 6 厘</p>	<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(2)基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <p>1キロワット時につき 16 銭 1 厘</p>

<p>対象の料金表（九州電力管内共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建て得でんきプレミアム</li> <li>・建て得でんきスタンダード</li> <li>・建て得でんきライト</li> <li>・建て得でんきEプレミアム</li> <li>・建て得でんきEスタンダード</li> </ul> <p>※下記新旧対象表については「建て得でんきプレミアム」九州電力管内版を掲載</p>	
変更前	変更後(2023年4月1日実施)
「建て得でんきプレミアム」(九州)	
<p>7 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1(燃料費調整)(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引きまたは加えたものとしていたします。</p>	<p>7 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1(燃料費調整等)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表1(燃料費調整等)(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(燃料費調整等)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表1(燃料費調整等)(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表1(燃料費調整等)(1)ロによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表1(燃料費調整等)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表1(燃料費調整等)(1)ロによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表1(燃料費調整等)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしていたします。</p>
<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>二離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合</p>	<p>別表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>二離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合</p>

<p>離島ユニバーサルサービス調整単価  <math>= (52,500 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格})</math>  <math>\times (3) \text{の離島基準単価} \div 1,000</math></p> <p>1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を上回り、かつ、78,800 円以下の場合</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価  <math>= (\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{ 円})</math>  <math>\times (3) \text{の離島基準単価} \div 1,000</math></p> <p>1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 78,800 円を上回る場合</p> <p>離島平均燃料価格は、78,800 円といたします。</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価  <math>= (78,800 \text{ 円} - 52,500 \text{ 円})</math>  <math>\times (3) \text{の離島基準単価} \div 1,000</math></p>	<p>離島ユニバーサルサービス調整単価  <math>= (79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格})</math>  <math>\times (3) \text{の離島基準単価} \div 1,000</math></p> <p>1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価  <math>= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円})</math>  <math>\times (3) \text{の離島基準単価} \div 1,000</math></p> <p>1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合</p> <p>離島平均燃料価格は 119,000 円といたします。</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価  <math>= (119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円})</math>  <math>\times (3) \text{の離島基準単価} \div 1,000</math></p>
--	--

<p>小売電気事業者  株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ(A0461)  代表取締役 柏木 秀  〒130-0013  東京都墨田区錦糸一丁目 2 番4号アルカウエスト</p>
<p>【電気需給契約に関するお手続き・お問い合わせ】  TEL 0120-228-267  (年末年始をのぞく全日 9:00~17:00)</p>

東北電力ネットワーク管内  
電気・ガス併用住宅用電気料金メニュー

(税込)

メニュー名	内訳		旧単価	新単価	
建て得でんき プレミアム	基本料金	S	30A～60A	10A(1kVA)あたり 330円	10A(1kVA)あたり 435.60円
		L	6kVA以上		
	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用		一律 2,229.33円	一律 3,861.21円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用		24.06円/kWh	37.80円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用		27.82円/kWh	41.82円/kWh
	建て得でんき スタンダード	基本料金	S	30A～60A	10A(1kVA)あたり 330円
L			6kVA以上		
電力量料金		最初の120kWhまでのご使用量に適用		一律 2,229.33円	一律 3,861.21円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用		24.31円/kWh	38.05円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用		28.11円/kWh	42.11円/kWh
建て得でんき ライト		基本料金	S	30A～60A	10A(1kVA)あたり 330円
	L		6kVA以上		
	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用		一律 2,229.33円	一律 3,861.21円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用		24.57円/kWh	38.31円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用		28.40円/kWh	42.40円/kWh

東北電力ネットワーク管内  
電化住宅用電気料金メニュー

(税込)

メニュー名	内訳		旧単価	新単価
建て得でんきE プレミアム	基本料金	10kVAまで	1,980円	2,884.20円
		10kVA超え/1kVAあたり	440円	490.60円
	電力量料金	午前6時～翌日の午前1時のご使用量に適用	29.54円/kWh	45.41円/kWh
		午前1時～午前6時のご使用量に適用	11.43円/kWh	33.74円/kWh
建て得でんきE スタンダード	基本料金	10kVAまで	1,980円	2,884.20円
		10kVA超え/1kVAあたり	440円	490.60円
	電力量料金	午前6時～翌日の午前1時のご使用量に適用	30.45円/kWh	46.41円/kWh
		午前1時～午前6時のご使用量に適用	11.43円/kWh	33.74円/kWh

※上記単価は、消費税等相当額を含み、燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含んでおりません。

※上記の単価には、託送供給等約款(2023年4月1日実施)の改訂に伴う加算(値上げ)分を含んでおります。今後、託送供給等約款が変更される場合には、見直しを行います。

## 東北電力ネットワーク管内 燃料費調整の見直し

### 【燃料費調整制度における基準燃料価格および基準単価の変更】

(税込)

内容		旧燃料費調整	新燃料費調整※
基準燃料価格	基準となる平均燃料価格	31,400円/kl	85,400円/kl
基準単価	平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額	22.1銭/kWh	22.0銭/kWh

※2023年4月分電気料金より、弊社の「燃料費調整」では、上記の新燃料費調整に示す基準燃料価格・基準単価を用いて算定します。(3/28更新)

### 【離島ユニバーサルサービス調整制度における基準燃料価格および基準単価】

これまで東北電力株式会社の燃料費調整に含まれていた離島供給(東北電力ネットワーク株式会社が供給)に係る火力燃料費の変動を区分して「離島ユニバーサルサービス調整<sup>\*1</sup>」として算定し、燃料費調整と離島ユニバーサルサービス調整をあわせて「燃料費等調整額」とします。

※1 離島ユニバーサルサービス調整に係る見直しにより、お客さまに追加の料金負担が生じるものではありません。

(税込)

内容		離島ユニバーサルサービス調整※
離島基準燃料価格	基準となる離島平均燃料価格	79,300円/kl
離島調整上限燃料価格	離島基準燃料価格の1.5倍の金額	119,000円/kl
離島基準単価	離島平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額	0.1銭/kWh

※離島ユニバーサルサービス調整額の算定は、東北電力ネットワーク株式会社の「託送供給等約款」(令和5年4月1日実施)に示された算定諸元を用いて同単価を適用いたします。

東京電力パワーグリッド管内  
電気・ガス併用住宅用電気料金メニュー

(税込)

メニュー名	内訳		旧単価	新単価	
建て得でんき プレミアム	基本料金	S	30A～60A	10A(1kVA)あたり 286円	10A(1kVA)あたり 302.17円
		L	6kVA以上		
	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用		一律 2,385.78円	一律 4,069.20円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用		24.10円/kWh	39.85円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用		27.83円/kWh	43.84円/kWh
	建て得でんき スタンダード	基本料金	S	30A～60A	10A(1kVA)あたり 286円
L			6kVA以上		
電力量料金		最初の120kWhまでのご使用量に適用		一律 2,385.78円	一律 4,069.20円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用		25.29円/kWh	40.06円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用		29.20円/kWh	43.97円/kWh
建て得でんき ライト		基本料金	S	30A～60A	10A(1kVA)あたり 286円
	L		6kVA以上		
	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用		一律 2,385.78円	一律 4,069.20円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用		25.95円/kWh	40.51円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用		29.96円/kWh	44.60円/kWh

東京電力パワーグリッド管内  
電化住宅用電気料金メニュー

(税込)

メニュー名	内訳		旧単価	新単価	
建て得でんきE プレミアム	基本料金	S	30A～60A	10A(1kVA)あたり 286円	10A(1kVA)あたり 302.17円
		L	6kVA以上		
	電力量料金	午前6時～翌日の午前1時のご使用量に適用		25.80円/kWh	40.83円/kWh
		午前1時～午前6時のご使用量に適用		16.76円/kWh	30.99円/kWh
建て得でんきE スタンダード	基本料金	S	30A～60A	10A(1kVA)あたり 286円	10A(1kVA)あたり 302.17円
		L	6kVA以上		
	電力量料金	午前6時～翌日の午前1時のご使用量に適用		25.80円/kWh	40.83円/kWh
		午前1時～午前6時のご使用量に適用		17.78円/kWh	31.38円/kWh

※上記単価は、消費税等相当額を含み、燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含んでおりません。

※上記の単価には、託送供給等約款(2023年4月1日実施)の改訂に伴う加算(値上げ)分\*を含んでおります。今後、託送供給等約款が変更される場合には、見直しを行います。\*一部、減額も含む

## 【燃料費調整制度における基準燃料価格および基準単価の変更】

(税込)

内容		旧燃料費調整	新燃料費調整※
基準燃料価格	基準となる平均燃料価格	44,200円/kl	94,200円/kl
基準単価	平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額	23.2銭/kWh	18.3銭/kWh

※2023年4月分電気料金より、弊社の「燃料費調整」では、上記の新燃料費調整に示す基準燃料価格・基準単価を用いて算定します。(3/28更新)

## 中部電力パワーグリッド管内 電気・ガス併用住宅用電気料金メニュー

(税込)

メニュー名	内訳		旧単価	新単価	
建て得でんき プレミアム	基本料金	S	30A～60A	10A(1kVA)あたり 286円	10A(1kVA)あたり 302.50円
		L	6kVA以上		
	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用		一律 2,527.56円	一律 3,158.33円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用		24.02円/kWh	29.28円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用		27.06円/kWh	32.32円/kWh
	建て得でんき スタンダード	基本料金	S	30A～60A	10A(1kVA)あたり 286円
L			6kVA以上		
電力量料金		最初の120kWhまでのご使用量に適用		一律 2,527.56円	一律 3,158.33円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用		24.14円/kWh	29.40円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用		27.35円/kWh	32.61円/kWh
建て得でんき ライト		基本料金	S	30A～60A	10A(1kVA)あたり 286円
	L		6kVA以上		
	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用		一律 2,527.56円	一律 3,158.33円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用		24.21円/kWh	29.47円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用		27.55円/kWh	32.81円/kWh

## 中部電力パワーグリッド管内 電化住宅用電気料金メニュー

(税込)

メニュー名	内訳		旧単価	新単価
建て得でんきE プレミアム	基本料金	10kVAまで	1,487.04円	1,586.04円
		10kVA超え/1kVAあたり	286円	302.50円
	電力量料金	午前6時～翌日の午前1時のご使用量に適用	30.56円/kWh	36.32円/kWh
		午前1時～午前6時のご使用量に適用	16.30円/kWh	21.13円/kWh
建て得でんきE スタンダード	基本料金	10kVAまで	1,487.04円	1,586.04円
		10kVA超え/1kVAあたり	286円	302.50円
	電力量料金	午前6時～翌日の午前1時のご使用量に適用	32.59円/kWh	37.35円/kWh
		午前1時～午前6時のご使用量に適用	16.30円/kWh	21.13円/kWh

※上記単価は、消費税等相当額を含み、燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含んでおりません。

※上記の単価には、託送供給等約款(2023年4月1日実施)の改訂に伴う加算(値上げ)分を含んでおります。今後、託送供給等約款が変更される場合には、見直しを行います。

弊社の電気料金における「燃料費調整」においては、中部電力ミライズ株式会社の低圧自由料金メニューと同等の算定諸元を用い同単価を適用いたします。(燃料価格に調整の上限は設けません)  
今後、中部電力ミライズ株式会社が当該算定諸元の変更を行った場合は、弊社も変更させていただきます。

関西電力送配電管内  
電気・ガス併用住宅用電気料金メニュー

(税込)

メニュー名	内訳		旧単価	新単価
建て得でんき プレミアム	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用	一律 2,446.94円	一律 3,412.06円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用	24.01円/kWh	31.03円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用	28.66円/kWh	35.68円/kWh
建て得でんき スタンダード	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用	一律 2,446.94円	一律 3,412.06円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用	24.27円/kWh	31.29円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用	28.97円/kWh	35.99円/kWh
建て得でんき ライト	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用	一律 2,446.94円	一律 3,412.06円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用	24.34円/kWh	31.36円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用	29.17円/kWh	36.19円/kWh

関西電力送配電管内  
電化住宅用電気料金メニュー

(税込)

メニュー名	内訳		旧単価	新単価
建て得でんきE プレミアム	基本料金	10kVAまで	2,200円	2,323.20円
		10kVA超え/1kVAあたり	396円	426.80円
	電力量料金	午前6時～翌日の午前1時のご使用量に適用	23.59円/kWh	30.13円/kWh
		午前1時～午前6時のご使用量に適用	10.12円/kWh	18.79円/kWh
建て得でんきE スタンダード	基本料金	10kVAまで	2,200円	2,323.20円
		10kVA超え/1kVAあたり	396円	426.80円
	電力量料金	午前6時～翌日の午前1時のご使用量に適用	24.61円/kWh	31.13円/kWh
		午前1時～午前6時のご使用量に適用	10.12円/kWh	18.79円/kWh

※上記単価は、消費税等相当額を含み、燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含んでおりません。

※上記の単価には、託送供給等約款(2023年4月1日実施)の改訂に伴う加算(値上げ)分\*を含んでおります。今後、託送供給等約款が変更される場合には、見直しを行います。\*一部、減額も含む

弊社の電気料金における「燃料費調整」においては、関西電力株式会社の「電気供給条件(低圧)」にもとづく、料金プランと同等の算定諸元を用い同単価を適用いたします。(燃料価格に調整の上限は設けません)  
今後、関西電力株式会社が当該算定諸元の変更を行った場合は、弊社も変更させていただきます。

## 中国電力ネットワーク管内 電気・ガス併用住宅用電気料金メニュー

(税込)

メニュー名	内訳		旧単価	新単価
建て得でんき プレミアム	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用	一律 2,519.03円	一律 4,959.90円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用	26.36円/kWh	47.65円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用	28.40円/kWh	50.70円/kWh
建て得でんき スタンダード	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用	一律 2,519.03円	一律 4,959.90円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用	26.63円/kWh	47.92円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用	28.69円/kWh	50.99円/kWh
建て得でんき ライト	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用	一律 2,519.03円	一律 4,959.90円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用	26.91円/kWh	48.20円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用	28.99円/kWh	51.29円/kWh

## 中国電力ネットワーク管内 電化住宅用電気料金メニュー

(税込)

メニュー名	内訳		旧単価	新単価	
建て得でんきE プレミアム	基本料金	10kVAまで	1,650円	1,969.60円	
		10kVA超え/1kVAあたり	407円	493.90円	
	電力量料金	平日	午前6時～翌日の午前1時の ご使用量に適用	27.56円/kWh	47.32円/kWh
			午前1時～午前6時の ご使用量に適用	14.87円/kWh	36.07円/kWh
		休日	14.87円/kWh	36.07円/kWh	
建て得でんきE スタンダード	基本料金	10kVAまで	1,650円	1,969.60円	
		10kVA超え/1kVAあたり	407円	493.90円	
	電力量料金	平日	午前6時～翌日の午前1時の ご使用量に適用	28.58円/kWh	48.34円/kWh
			午前1時～午前6時の ご使用量に適用	14.87円/kWh	36.07円/kWh
		休日	14.87円/kWh	36.07円/kWh	

※上記単価は、消費税等相当額を含み、燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含んでおりません。

※上記の単価には、託送供給等約款(2023年4月1日実施)の改訂に伴う加算(値上げ)分を含んでおります。今後、託送供給等約款が変更される場合には、見直しを行います。

## 中国電力ネットワーク管内 燃料費調整の見直し

### 【燃料費調整制度における基準燃料価格および基準単価の変更】

(税込)

内容		旧燃料費調整	新燃料費調整※
基準燃料価格	基準となる平均燃料価格	26,000円/kl	80,300円/kl
基準単価	平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額	24.5銭/kWh	21.2銭/kWh

※2023年4月分電気料金より、弊社の「燃料費調整」では、上記の新燃料費調整に示す基準燃料価格・基準単価を用いて算定します。(3/28更新)

### 【離島ユニバーサルサービス調整制度における基準燃料価格および基準単価】

これまで中国電力株式会社の燃料費調整に含まれていた離島供給(中国電力ネットワーク株式会社が供給)に係る火力燃料費の変動を区分して「離島ユニバーサルサービス調整※1」として算定し、燃料費調整と離島ユニバーサルサービス調整をあわせて「燃料費等調整額」とします。

※1 離島ユニバーサルサービス調整に係る見直しにより、お客さまに追加の料金負担が生じるものではありません。

(税込)

内容		離島ユニバーサルサービス調整※
離島基準燃料価格	基準となる離島平均燃料価格	79,300円/kl
離島調整上限燃料価格	離島基準燃料価格の1.5倍の金額	119,000円/kl
離島基準単価	離島平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額	0.1銭/kWh

※離島ユニバーサルサービス調整額の算定は、中国電力ネットワークの「託送供給等約款」(令和5年4月1日実施)に示された算定諸元を用いて同単価を適用いたします。

四国電力送配電管内  
電気・ガス併用住宅用電気料金メニュー

(税込)

メニュー名	内訳		旧単価	新単価
建て得でんき プレミアム	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用	一律 2,631.77円	一律 4,742.12円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用	25.91円/kWh	43.41円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用	29.28円/kWh	46.78円/kWh
建て得でんき スタンダード	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用	一律 2,631.77円	一律 4,742.12円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用	26.19円/kWh	43.69円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用	29.59円/kWh	47.09円/kWh
建て得でんき ライト	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用	一律 2,631.77円	一律 4,742.12円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用	26.45円/kWh	43.95円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用	29.89円/kWh	47.39円/kWh

四国電力送配電管内  
電化住宅用電気料金メニュー

(税込)

メニュー名	内訳		旧単価	新単価	
建て得でんきE プレミアム	基本料金	10kVAまで	1,650円	1,848.00円	
		10kVA超え/1kVAあたり	506円	582.18円	
	電力量料金	午前6時～翌日の 午前1時の ご使用量に適用	平日	24.73円/kWh	40.96円/kWh
			休日	24.73円/kWh	40.96円/kWh
		午前1時～午前6時のご使用量に適用		14.49円/kWh	31.19円/kWh
建て得でんきE スタンダード	基本料金	10kVAまで	1,650円	1,848.00円	
		10kVA超え/1kVAあたり	506円	582.18円	
	電力量料金	午前6時～翌日の 午前1時の ご使用量に適用	平日	29.26円/kWh	41.96円/kWh
			休日	24.73円/kWh	41.96円/kWh
		午前1時～午前6時のご使用量に適用		14.49円/kWh	31.19円/kWh

※上記単価は、消費税等相当額を含み、燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含んでおりません。

※上記の単価には、託送供給等約款(2023年4月1日実施)の改訂に伴う加算(値上げ)分を含んでおります。今後、託送供給等約款が変更される場合には、見直しを行います。

【燃料費調整制度における基準燃料価格および基準単価の変更】

(税込)

内容		旧燃料費調整	新燃料費調整※
基準燃料価格	基準となる平均燃料価格	26,000円/kl	80,300円/kl
基準単価	平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の 電気料金単価への影響額	19.6銭/kWh	16.1銭/kWh

※2023年4月分電気料金より、弊社の「燃料費調整」では、上記の新燃料費調整に示す基準燃料価格・基準単価を用いて算定します。(3/28更新)

九州電力送配電管内  
電気・ガス併用住宅用電気料金メニュー

(税込)

メニュー名	内訳		旧単価	新単価	
建て得でんき プレミアム	基本料金	S	30A～60A	10A(1kVA)あたり 297円	10A(1kVA)あたり 320.88円
		L	6kVA以上		
	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用		一律 2,094.89円	一律 2,850.03円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用		21.73円/kWh	28.02円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用		24.54円/kWh	30.83円/kWh
	建て得でんき スタンダード	基本料金	S	30A～60A	10A(1kVA)あたり 297円
L			6kVA以上		
電力量料金		最初の120kWhまでのご使用量に適用		一律 2,094.89円	一律 2,850.03円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用		22.18円/kWh	28.47円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用		25.06円/kWh	31.35円/kWh
建て得でんき ライト		基本料金	S	30A～60A	10A(1kVA)あたり 297円
	L		6kVA以上		
	電力量料金	最初の120kWhまでのご使用量に適用		一律 2,094.89円	一律 2,850.03円
		120kWh超え300kWhまでのご使用量に適用		22.42円/kWh	28.71円/kWh
		300kWh超過のご使用量に適用		25.32円/kWh	31.61円/kWh

九州電力送配電管内  
電化住宅用電気料金メニュー

(税込)

メニュー名	内訳		旧単価	新単価	
建て得でんきE プレミアム	基本料金	10kVAまで		1,650円	1,793.28円
		10kVA超え～15kVA		4,400円	4,400.00円
		15kVA超え/1kVAあたり		550円	550.00円
	電力量料金	午前6時～翌日の 午前1時のご 使用量に適用	平日	24.95円/kWh	35.74円/kWh
			休日	19.86円/kWh	30.65円/kWh
		午前1時～午前6時のご使用量に適用		13.21円/kWh	24.40円/kWh
建て得でんきE スタンダード	基本料金	10kVAまで		1,650円	1,793.28円
		10kVA超え～15kVA		4,400円	4,400.00円
		15kVA超え/1kVAあたり		550円	550.00円
	電力量料金	午前6時～翌日の 午前1時のご 使用量に適用	平日	25.46円/kWh	36.25円/kWh
			休日	19.86円/kWh	30.65円/kWh
		午前1時～午前6時のご使用量に適用		13.21円/kWh	24.40円/kWh

※上記単価は、消費税等相当額を含み、燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含んでおりません。

※上記の単価には、託送供給等約款(2023年4月1日実施)の改訂に伴う加算(値上げ)分を含んでおります。今後、託送供給等約款が変更される場合には、見直しを行います。

九州電力送配電管内  
離島ユニバーサルサービス調整の見直し

【離島ユニバーサルサービス調整制度における基準燃料価格および基準単価】

(税込)

内容		離島ユニバーサルサービス調整※
離島基準燃料価格	基準となる離島平均燃料価格	79,300円/kl
離島調整上限燃料価格	離島基準燃料価格の1.5倍の金額	119,000円/kl
離島基準単価	離島平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額	0.3銭/kWh

※離島ユニバーサルサービス調整額の算定は、九州電力送配電株式会社の「託送供給等約款」(令和5年4月1日実施)に示された算定諸元を用いて同単価を適用いたします。